（別紙第３号－１様式）

原産品申告書

（日ＥＵ・ＥＰＡ）

　独立行政法人農畜産業振興機構　理事長　殿

|  |
| --- |
| １. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む） |
|  No. | ２. 産品の概要品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。 | ３. 関税分類番号 (６桁、 HS 2017)（いずれかにチェックを付すこと。）□1806.20□1806.32□1806.90 | ４. 適用する原産性の基準（Ａ、Ｂ、Ｃ(Ｃの場合は１))又は適用するその他の原産性の基準 (Ｅ) |
| No. |  |  |  |
| No. |  |  |  |
| ５．包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間で、「包括的な期間」は、12か月を超えてはならない。） |
| ６. その他の特記事項  |

７. 以上のとおり、２．に記載する産品は、日ＥＵ・ＥＰＡに基づく欧州連合の原産品であることを申告します。また、本内容について、機構から事後確認を求められた場合は、確認に協力することを同意します。

作成者

作成年月日

作成者の氏名又は名称

作成者の住所又は居所

注１：日ＥＵ・ＥＰＡ第三章附属書三－Ｄ又は日英・ＥＰＡ第三章附属書三－Ｅの規定により「４. 適用する原産性の基準」欄のＡは完全生産品（ＷＯ）、Ｂは原産材料のみから生産される産品（ＰＥ）、Ｃは実質的変更基準を満たす産品（ＰＳＲ）、１は関税分類変更基準（ＣＴＣ）、Ｅは許容限度（ＤＭＩ）をいう。

注２：この原産品申告書は、１～７及び作成者欄までの記載項目が記載された任意様式に代えることができる。

注３：「原産地申告明細書」（別紙第３号－２様式）を添付すること。

注４：日英・ＥＰＡに基づく申告を行う場合は、「日ＥＵ・ＥＰＡ」を「日英・ＥＰＡ」に、「欧州連合の原産品」を「英国の原産品」に読み替えるものとする。